

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

特定事業契約書（案）

可 児 市

平成 17 年 7 月 16 日

特 定 事 業 契 約 書

- 1 事業名 可児市学校給食センター整備・維持管理等事業
- 2 事業の場所 岐阜県可児市大森 25 番地の土地
- 3 契約期間 本契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 金[]円（サービス購入料の合計額）
（うち消費税及び地方消費税の額 金[]円）
- 5 契約保証金 []円
- 6 支払条件 別途本契約書中に記載のとおり

上記の事業について、発注者と選定事業者は、各々対等な立場で合意し、以下の条項による特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この特定事業契約は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）第 9 条の規定に基づき市議会の議決を経たときに効力を生じるものとする。

なお、この特定事業契約において、「本契約締結日」とは、上記の市議会の議決の日をいうものとする。

この特定事業契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 17 年[1]月[]日

発注者

岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
可児市長 山田 豊

選定事業者

[SPC 所在地]

[SPC 社名]

代表取締役 []

目 次

第1章 目的及び定義等.....	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義及び解釈)	1
第2章 本事業の概要.....	2
第3条 (本事業の概要)	2
第4条 (事業の趣旨の尊重)	2
第5条 (資金調達)	2
第6条 (許認可及び届出等)	2
第7条 (適用法令の遵守)	3
第8条 (ISO14001)	3
第3章 新設センターの整備.....	3
第1節 設計業務.....	3
第9条 (設計業務の概要)	3
第10条 (設計業務期間)	3
第11条 (報告)	4
第12条 (設計図書の提出及び確認)	4
第13条 (建築確認申請等)	5
第14条 (事前調査及び設計計画書)	5
第15条 (第三者への委託)	5
第16条 (設計変更)	6
第2節 建設業務等の概要.....	6
第17条 (建設業務等の概要)	6
第18条 (建設業務等期間)	7
第19条 (本土地の使用)	7
第20条 (近隣対応)	8
第21条 (第三者への委託)	8
第3節 建設業務.....	8
第22条 (施行計画書の提出等)	8
第23条 (建設工事)	9
第24条 (工事監理)	9
第25条 (施工状況の確認)	9
第4節 新設本体施設の竣工及び引渡し.....	10
第26条 (乙による竣工検査)	10
第27条 (甲による竣工確認)	11

第 28 条	(竣工図書の提出)	11
第 29 条	(竣工確認書)	11
第 30 条	(新設本体施設の引渡し等)	12
第 5 節	新設センターの完成及び引渡し	12
第 31 条	(既存センターの解体及び撤去)	12
第 32 条	(乙による完成検査)	12
第 33 条	(甲による完成確認)	13
第 34 条	(完成図書の提出)	13
第 35 条	(完成確認書)	13
第 36 条	(新設附帯施設の引渡し等)	14
第 37 条	(設計・建設業務等完了手続)	14
第 6 節	開業準備業務	14
第 38 条	(維持管理体制の設備)	14
第 39 条	(給食等運搬体制の設備)	15
第 40 条	(開業準備体制の確認)	15
第 7 節	工期の変更等	15
第 41 条	(工期の変更)	15
第 42 条	(引渡しの遅延)	16
第 43 条	(建設業務等の中止)	17
第 8 節	設計・建設業務等に係るリスク負担	17
第 44 条	(瑕疵担保責任)	17
第 45 条	(第三者に対する損害等)	18
第 46 条	(法令変更又は不可抗力)	18
第 47 条	(履行保証)	18
第 48 条	(建設業務等期間中の付保)	18
第 4 章	維持管理・給食等運搬業務	19
第 1 節	総則	19
第 49 条	(維持管理・給食等運搬業務の実施)	19
第 50 条	(維持管理・給食等運搬業務期間)	19
第 51 条	(第三者への委託)	19
第 2 節	維持管理業務	20
第 52 条	(維持管理業務の概要)	20
第 53 条	(共通仕様書)	20
第 54 条	(維持管理業務計画書及び長期修繕計画書)	20
第 55 条	(新設センター及び機器等の修繕及び更新)	21
第 3 節	給食等運搬業務	21

第 56 条	(給食運搬業務の概要)	21
第 57 条	(給食等運搬業務計画書)	22
第 4 節	維持管理・給食等運搬業務の遂行	22
第 58 条	(業務体制の整備)	22
第 59 条	(業務報告書)	23
第 60 条	(モニタリングの実施)	23
第 61 条	(近隣対策)	24
第 5 節	維持管理・給食等運搬業務に係るリスク負担	24
第 62 条	(第三者に対する損害等)	24
第 63 条	(法令変更又は不可抗力)	24
第 64 条	(維持管理・給食等運搬業務期間中の付保)	25
第 5 章	サービス購入料の支払	25
第 65 条	(サービス購入料の支払)	25
第 66 条	(設計・建設業務等に係るサービス購入料)	25
第 67 条	(維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料)	26
第 68 条	(維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の支払方法)	27
第 69 条	(維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等)	27
第 6 章	契約の終了	27
第 70 条	(契約期間)	27
第 71 条	(甲による解除)	28
第 72 条	(乙による解除)	28
第 73 条	(法令変更又は不可抗力による解除)	29
第 74 条	(新設本体施設の引渡前の解除の効力)	29
第 75 条	(新設本体施設の引渡後新設付帯施設の引渡前の解除の効力)	30
第 76 条	(新設センターの引渡後の解除の効力)	31
第 77 条	(違約金)	31
第 78 条	(契約終了時の措置)	31
第 7 章	表明及び保証等	32
第 79 条	(乙の表明及び保証等)	32
第 8 章	乙の誓約	33
第 80 条	(財務諸表の提出)	33
第 81 条	(個人情報保護)	33
第 82 条	(知的財産権)	34
第 83 条	(その他の誓約)	34
第 9 章	雑則	34
第 84 条	(公租公課の負担)	34

第 85 条	(遅延損害金)	34
第 86 条	(関係者協議会)	34
第 87 条	(金融機関との協議)	35
第 88 条	(秘密保持)	35
第 89 条	(通知)	35
第 90 条	(契約上の地位及び権利義務の譲渡等)	35
第 91 条	(担保権の設定等)	36
第 92 条	(準拠法)	36
第 93 条	(管轄裁判所)	36
第 94 条	(誠実協議)	36

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業 特定事業契約書（案）

前 文

可児市（以下「甲」という。）は、市民の学校給食に対する期待に応えるため、老朽化した学校給食センターに代わる新たな給食センターを整備することとした。

甲は、当該施設の整備にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の趣旨にのっとり、新設センターの設計及び建設、既存センターの解体及び撤去、並びに新設センターの維持管理及び給食等運搬業務から成る事業を民間事業者に対して一体の事業として発注及び委託することとした（以下「本事業」という。）。

入札説明書等に従った本事業の入札の結果、甲は、[民間事業者グループ名]（以下「民間事業者グループ」という。）を落札者として決定したため、当該民間事業者グループは、入札説明書等に従い、甲との間で平成[]年[]月[]日付で基本協定書を締結し、これに基づき[SPC 名称]（以下「乙」という。）を設立した。

以上を前提として、甲及び乙は、本事業の実施に関し、以下のとおり特定事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 目的及び定義等

第 1 条（目的）

本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義及び解釈）

1. 本契約の用語は、別途明示的に定めるものを除き、本契約末尾添付の定義集において定める意味を有する。
2. 本契約に規定のない事項については、入札説明書等及び入札参加者提案等が適用されるものとし、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等の間に齟齬がある場合、本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書、入札参加者提案の順にその解釈が優先されるものとする。但し、入札参加者提案等において提案されたサービス基準が入札説明書等に記載されたサービス基準を上回る場合には、入札参加者提案等が入札説明書等に優先して適用されるものとする。

第2章 本事業の概要

第3条（本事業の概要）

1. 本事業は、別紙1記載の日程表に従って実施されるものとする。
2. 本事業は、別紙2記載の土地（以下「本土地」という。）において実施されるものとする。
3. 本事業は、新設センターを設計の上、本土地上に新設センターを建設し、これを甲に引き渡すこと、既存センターを解体し撤去すること及び新設センターを維持・管理すること、給食等の運搬を行うこと並びにこれらに付随・関連する一切の事業により構成されるものとする。
4. 乙は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に従って本事業を遂行しなければならない。
5. 新設センターの命名権は、甲がこれを有する。

第4条（事業の趣旨の尊重）

1. 乙は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 甲は、本事業が民間事業者たる乙によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第5条（資金調達）

1. 本契約に規定される乙の義務の履行に係る一切の費用は、全て乙がこれを負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達は、本契約に別段の定めがある事項を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
2. 乙は、本事業に係る資金調達に対し、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また、甲は、乙が法制上及び税務上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう合理的な範囲内で協力するものとする。

第6条（許認可及び届出等）

1. 乙は、自己の費用及び責任において、本契約に規定される乙の義務を履行するために必要な一切の許認可を取得し、その他届出、確認手続等適用法令に定められる一切の手続（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号、その後の改正を含む。）第60条に定める適合証明書の取得を含む。）を行うものとする。乙は、甲が必要とする場合、甲の要請に従い、各種許認可等の書類の写しを甲に提出するものとする。

2. 乙が甲に対し協力を要請した場合、甲は、許認可の取得、その他届出、確認手続等に必要な資料の提出等につき協力するものとする。また、甲が乙に対し協力を要請した場合、乙は、甲が行う許認可申請又は届出に必要な資料の提出等につき協力するものとする。
3. 乙が取得すべき許認可取得の遅延又は懈怠もしくは届出、確認手続等の遅延又は懈怠により発生した損害、損失又は費用（以下「損害等」という。）は、乙がこれを負担する。

第7条（適用法令の遵守）

乙は、本事業の実施にあたって、適用法令を厳に遵守するものとし、新設センターを適法に設計・建設し、既存センターを解体・撤去した上で、適法に新設センターの維持管理及び給食等運搬業務に従事するものとする。

第8条（ISO14001）

乙は、新設センターがISO14001の対象となることに伴い、甲が関連する機関に対して行う報告等につき、合理的な協力を行うものとする。

第3章 新設センターの整備

第1節 設計業務

第9条（設計業務の概要）

1. 乙は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に従い、新設センターの基本設計、実施設計、設計図書の作成その他新設センターの設計に付随・関連する業務（仮設施設の基本設計及び実施設計を含む。)(以下「設計業務」という。)を実施するものとする。
2. 設計業務の概要は、本契約本文に規定されるもののほか、入札説明書等に記載されたとおりとする。
3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において設計業務を行うものとする。

第10条（設計業務期間）

1. 設計業務期間は、本契約締結日から平成17年[]月[]日までとし、乙は、設計業務期間中に、本契約及び入札参加者提案に記載された日程に従い、設計業務を完了させるものとする。
2. 乙は、基本設計に着手する前に、設計業務の責任者を選出し、設計業務に係る組織体制とともに、甲に対して通知するものとする。

3. 設計業務の遅延による増加費用その他の損害等は、かかる遅延が甲の責任により生じたものである場合を除き、乙がこれを負担する。

第 11 条（報告）

1. 乙は、定期的に、甲に対し、設計業務の進捗状況について説明を行い、必要に応じ甲との間で打合せ等を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、甲が要請したときは、遅滞なく設計業務の進捗状況を報告するものとする。

第 12 条（設計図書の提出及び確認）

1. 乙は、別紙 1 記載の日程表に従い、新設センターの基本設計を行い、別紙 3 の第 1 に記載される基本設計図書（電子データ化が可能なものについては電子データを含む。）を作成するものとする。乙は、基本設計図書が完成した時点で、かかる基本設計図書をそれぞれ同別紙に記載される部数用意の上、これを甲に提出し、その内容につき甲の確認を受けるものとする。基本設計図書が提出されたときは、甲は、その内容を調査し、基本設計図書が本契約、入札説明書等及び入札参加者提案の内容に適合していることを確認した上で、乙に対しその旨を通知する。
2. 乙は、甲より前項の通知を受領後、新設センターの実施設計を開始し、別紙 1 記載の日程表に従い、別紙 3 の第 2 に記載される実施設計図書（電子データ化が可能なものについては電子データを含む。）を作成するものとする。乙は、実施設計図書が完成した時点で、かかる実施設計図書をそれぞれ同別紙に記載される部数用意の上、これを甲に提出し、その内容につき甲の確認を受けるものとする。実施設計図書が提出されたときは、甲は、その内容を調査し、実施設計図書が基本設計図書、本契約、入札説明書等及び入札者提案の内容に適合していることを確認した上で、乙に対しその旨を通知する。
3. 前 2 項の各場合において、各設計図書と本契約、入札説明書等及び入札参加者提案の内容との間に齟齬が存すると甲が判断した場合、甲は、乙に対し、その旨及びかかる齟齬の内容を通知する。
4. 前項の通知を受領した場合、乙は、自己の費用及び責任において当該通知の内容に基づき設計図書を是正し、再度これを甲に提出の上、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案（並びに当該再提出が実施設計図書である場合には基本設計図書）の内容との適合性につき再度甲の確認を得るものとする。
5. 乙は、第 3 項に基づき甲が行った不適合の通知に対して意見を述べるができるものとし、甲は、かかる乙の意見に合理性があると認めた場合には、かかる不適合の通知の内容を変更し又はこれを撤回するものとする。
6. 乙の甲に対する設計業務の進捗状況の説明又は報告、もしくは甲による設計図書

の確認及び適合・不適合の通知は、乙の設計業務又は建設業務の内容並びに遅延及び懈怠による乙の責任を軽減又は免除するものではない。

第 13 条（建築確認申請等）

1. 乙は、必要な届出の完了後新設センターの建築確認申請を行うものとし、その他本契約において甲が行うものとして明示されているものを除き、新設センターの建設工事を行うため必要な一切の申請手続等を、自己の費用及び責任により、工期に遅れを生じないよう適時に行うものとする。
2. 乙は、新設センターの建築確認申請を行う際、事前に甲に対して説明を行うものとし、建築確認を得たときは、速やかに甲に対してその旨報告するものとする。

第 14 条（事前調査及び設計計画書）

1. 乙は、自己の費用及び責任により、必要に応じて設計業務のための現地確認、測量及び地質・土壌調査等の事前調査を行い、詳細工程表を含む設計計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。また、乙は、準備工事の着工前に、電波障害の調査を行うものとする。なお、乙は、自己の責任により適宜既に甲が行った事前調査を参考にすることができるものとする。乙は、次項に定める場合を除き、事前調査の不備又は誤謬等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
2. 本土地につき、入札説明書等の記載から合理的に予測もしくは想定することができない瑕疵等が存する場合、又は入札説明書等に記載された本土地及び仮設工事用地に係る資料と乙が実施した事前調査に著しく差異が存する場合、甲は、これにより乙に生じた合理的な増加費用を負担するほか、必要に応じ事業日程の変更等の措置を講ずるものとする。
3. 乙は、第 19 条に基づく本土地及び仮設工事用地の貸渡しの前であっても、甲の事前の承諾を得て本条に定める事前調査を行うことができるものとする。

第 15 条（第三者への委託）

1. 乙は、設計業務を本設計会社に委託するものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、これを本設計会社以外の第三者に委託してはならない。
2. 乙は、甲に対して事前に通知することにより、本設計会社をして設計業務の一部（但し、実質的に全部と判断される一部を除く。）を第三者に委託させることができる。かかる第三者が自己以外の第三者に委託する場合も同様とする。乙は、委託に係る第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。）を変更した場合には、その都度甲に対して通知するものとする。
3. 本設計会社又は本設計会社以外の第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使

用した場合の第三者を含む。以下本項において同じ。)への委託は、全て乙の責任において行うものとし、本設計会社又は本設計会社以外の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

第 16 条 (設計変更)

1. 甲は、設計業務期間又は建設業務等期間中、必要があると認める場合、工期の変更を伴わず、かつ、入札参加者提案等を逸脱しない限度で、乙に対し、書面により新設センターの設計の変更を要求することができる。但し、設計変更の提案が、適用法令又は所轄官庁の指導、要領等の変更による場合は、甲は、工期の変更を伴い、又は入札参加者提案等の内容と異なる設計の変更を要求することができる。乙は、甲よりかかる要求を受けた場合には、速やかにこれを検討してその結果を甲に通知しなければならない。
2. 前項に従った甲の要請により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減(設計費用及び工事費のほか、将来の維持管理、修繕及び更新に係る費用の増減、並びに資金調達に係る費用を含むが、いずれも合理的な範囲に限られる。以下、本条において同じ。)が発生したときは、当該増減は甲に帰属させるものとし、設計・建設業務等に係るサービス購入料の改定により、当該増減を反映させるものとする。但し、かかる設計変更が法令の変更又は不可抗力によるものである場合には、原因に応じ別紙 10 又は別紙 11 に記載する負担割合とする。
3. 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、甲の確認を受けた設計図書につき設計変更することはできないものとする。
4. 前項により設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生した場合には、乙が当該費用を負担する。なお、かかる設計変更が法令の変更又は不可抗力によるものである場合には、原因に応じ別紙 10 又は別紙 11 に記載する負担割合とする。

第2節 建設業務等の概要

第 17 条 (建設業務等の概要)

1. 乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に従い、新設センターの建設工事、既存センターの解体及び撤去工事、仮設施設の建設工事並びに仮設施設(新設付帯施設として利用するものを除く。)の解体及び撤去工事その他これに付随・関連する一切の業務(以下「建設業務」という。)を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等及び入札参加者

提案等に従い、維持管理体制及び給食等運搬体制の整備その他これに付随・関連する一切の業務（以下「開業準備業務」といい、建設業務と併せて「建設業務等」と総称する。）を実施するものとする。

3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において建設業務等を行うものとする。また、建設業務等を実施するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。
4. 乙は、建設業務等に必要な工事用電気、水道、ガス等を、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第 18 条（建設業務等期間）

1. 建設業務等の期間は、平成 17 年[7]月[1]日から平成[20]年[1]月[31]日まで（以下「建設業務等期間」という。）とする。
2. 乙は、建設業務等期間中に、本契約及び入札参加者提案等に記載された日程（以下「建設日程」という。）に従い、建設業務を完了させるものとする。
3. 乙は、建設業務等期間中に、本契約及び入札参加者提案等に記載された日程（以下「開業準備日程」という。）に従い、開業準備業務を完了させるものとする。
4. 前 2 項において、建設業務等の実施に際して必要な関係諸官庁との協議に起因する建設日程又は開業準備日程の遅延による損害等については、甲がこれを負担する。この場合、甲及び乙は、建設業務等期間、及び建設日程又は開業準備日程の変更につき協議する。

第 19 条（本土地の使用）

1. 甲は、建設業務等期間中、乙に対し、本契約に定める条件に従い、本土地を無償で貸し渡すものとし、乙はこれを借り受ける。また、甲は、平成 17 年 6 月末日までに、本土地に隣接し、かつ、建設業務等期間中仮設施設の建設や配送用トラックの駐車場等として利用可能な用地（以下「仮設工事用地」という。）を確保し、建設業務等期間中、乙に対し、本契約に定める条件に従い、無償で貸し渡すものとし、乙はこれを借り受ける。
2. 甲は、本土地を、建設業務等期間の初日において、準備工事が可能な状態で乙に引き渡すものとする。
3. 乙は、建設業務等期間中、本土地及び仮設工事用地を建設業務等その他本事業に関連する目的のため使用するものとし、他の目的のため使用することはできないものとする。
4. 乙は、善良な管理者の注意に従って本土地及び仮設工事用地を維持・保全するものとする。

第 20 条（近隣対応）

1. 甲は、建設業務等期間の初日までに、新設センターの設置及び本事業の実施そのものについての、近隣住民に対する説明その他本事業の実施に不可欠な近隣住民との調整を行うものとする。
2. 乙は、準備工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保するものとする。
3. 乙は、建設業務等が騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞、振動、地盤沈下その他近隣の生活環境に与える影響を自己の費用及び責任において調査した上で、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施し、かつ、建設業務等の実施に伴う近隣に対する影響を最小限にするための工夫（特に車両の交通障害、騒音及び振動について）を行うものとする。なお、近隣対応としては、近隣住民に対して工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間及び工事工程等の了解を得ることを含むが、これに限られないものとする。
4. 乙は、甲に対し、近隣対応の内容及び結果について、事前及び事後に書面により報告するものとする。

第 21 条（第三者への委託）

1. 乙は、建設業務を本建設会社に委託又は請け負わせるものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、建設業務の全部（実質的に全部と判断される一部を含む。）を本建設会社以外の第三者に委託又は請け負わせてはならない。
2. 乙は、甲に対して事前に通知することにより、建設業務等の一部を本建設会社以外の第三者に委託又は請け負わせること、本建設会社をして建設業務の一部（但し、実質的に全部と判断される一部を除く。）を第三者に委託又は請け負わせることができる。かかる第三者が自己以外の第三者に委託又は請け負わせる場合も同様とする。乙は、委託又は請負に係る第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。）を変更した場合には、その都度甲に対して通知するものとする。
3. 本建設会社又は本建設会社以外の第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。以下本項において同じ。）への委託は、全て乙の責任において行うものとし、本建設会社及び本建設会社以外の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。
4. 開業準備業務の第三者への委託については、第 51 条に従うものとする。

第3節 建設業務

第 22 条（施工計画書の提出等）

乙は、準備工事の着工前までに、建設日程に基づき、詳細工程表を含む施行計画書（以下「施工計画書」と総称する。）のうち準備工事に係るものを作成し、別紙 4 に記載される各書類とともに甲に提出するものとする。また、乙は、新設本体施設に係る工事の着工前までに、建設日程に基づき、施工計画書のうち新設センターの建設並びに既存センターの解体及び撤去に係るものを作成し、別紙 4 に記載される各書類とともに甲に提出するものとする（但し、準備工事に係る施工計画書と重複する部分を除く。）。乙は、甲の要請に応じ、施工計画書の内容を甲に対して説明するものとする。

第 23 条（建設工事）

1. 乙は、適用法令及び工事の安全に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設工事を実施する。
2. 乙は、建設業務等期間中、常に工事現場に工事記録を整備しなければならない。
3. 甲は、乙から施工体制台帳（建築業法（昭和 24 年法律第 100 号、その後の改正を含む。）第 24 条の 7 に規定する意味を有する。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができるものとし、乙はこれに応ずるものとする。
4. 乙は、建設工事中における関係者及び近隣住民の安全対策を十分に執り行うものとする。
5. 乙は、建設工事を円滑に推進するため、関係者に対する工事状況の説明及び各種の調整を行うものとする。

第 24 条（工事監理）

1. 乙は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、その後の改正を含む。）の定めに従い、準備工事の着工前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。
2. 乙は、工事監理者を選定したときは、直ちにその名称を甲に通知するものとする。また、乙は、工事監理者が交代したときは、新たな工事監理者を甲に通知するものとする。
3. 乙は、工事監理者をして、民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書記載の業務を行わせるものとする。
4. 甲は、乙を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、乙は、工事監理者をして、乙を通じ毎月甲に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

第 25 条（施工状況の確認）

1. 甲は、新設センターが設計図書に従い建設されていることを確認するため、新設センターの建設工事の施工状況等について、乙又は本建設会社もしくはその他の第三者に対して事前説明及び事後報告を要請することができるものとし、乙は、自ら又

は本建設会社その他の第三者をして、甲の要請に応じ説明及び報告を行い、又は行わせるものとする。また、甲は、(i)乙又は本建設会社が行う工程会議に立ち会うことができ、かつ、(ii)建設現場において建設工事の施工状況を自ら確認することができるものとする。

2. 乙又は本建設会社その他の第三者によりなされた説明もしくは報告又は甲の確認の結果、新設センターの建設工事の施工状況が設計図書を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
3. 乙は、工期中において乙が行う、工事監理者が定める新設センターの検査又は試験につき、事前に甲に対して通知するものとし、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
4. 乙は、建設業務等期間中、別紙 5 記載の各書類を、国土交通省営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建設工事編）及び建築工事監理指針に従って作成後遅滞なく甲に提出するものとする。但し、乙は、当該各書類を工事監理者に提出して工事監理者の承認を受けた場合は、工事管理者をして、当該各書類を甲に提出させるものとする。
5. 甲は、本条に規定する立会い又は確認等を実施したことを理由として、建設業務につき何らの責任を負担するものでない。

第4節 新設本体施設の竣工及び引渡し

第 26 条（乙による竣工検査）

1. 乙は、平成 19 年[1]月[31]日までに新設本体施設の工事を完了（機器、器具、食器類その他の什器備品等（以下「機器等」という。）の搬入を含む。）し（以下「竣工」という。）速やかに、自己の費用及び責任において、新設本体施設の竣工検査及び機器等の試運転及びテスト等（以下「テスト等」という。）を行うものとする。なお、乙は、竣工検査及び機器等のテスト等を行うときは、当該テスト等の 7 日以上前に甲に対してその旨通知する。
2. 甲は、乙が行う竣工検査及び機器等のテスト等に立ち会うことができる。なお、甲は、かかる立会いを行ったことを理由として、新設本体施設の建設業務につき何らの責任を負担するものではない。
3. 乙は、竣工検査及び機器等のテスト等の完了後速やかに、甲に対して竣工検査及び機器等のテスト等の結果を記載した報告書（以下「竣工検査結果等報告書」という。）を作成し、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて甲に提出するものとする。

第 27 条（甲による竣工確認）

1. 甲は、乙から竣工検査結果等報告書の提出を受けた後 20 日以内に、本建設会社及び工事監理者の立会いのもと、新設本体施設が設計図書に従って建設されていることを確認する方法により、竣工確認を実施するものとする。
2. 乙は、機器等の取扱い方法についての説明を、前条の立会い又は報告とは別に実施するものとする。
3. 新設本体施設が設計図書に従って建設されていないことが判明した場合、甲は、乙に対し、その内容を具体的に明らかにし、乙に対して期間を定めて是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
4. 甲は、本条に従った竣工確認を実施したことを理由として、新設本体施設の建設業務につき何らの責任を負担するものではない。

第 28 条（竣工図書の提出）

1. 乙は、前条による甲の竣工確認に合格した場合、速やかに、別紙 6 に記載される竣工図書を作成の上、それぞれにつき同別紙に記載される部数用意し、これを甲に提出するものとする。
2. 竣工図書は、維持管理・給食等運搬業務期間中新設センターに保管されるものとし、乙は、新設センター内に竣工図書の保管場所を設けるものとする。

第 29 条（竣工確認書）

1. 次項に基づく甲による竣工確認書の乙に対する交付は、以下の各号に記載される条件が引渡予定日において充足されていること（又はこれらを充足していない条件の全てが猶予又は免除されていること）を条件とする。
 - (1)（新設本体施設の竣工確認）
新設本体施設が設計図書に従い建設されていること。
 - (2)（機器等の設置）
機器等が設計図書に従い設置されていること。
 - (3)（付保等）
乙が別紙 7 第 2 に掲げる種類及び内容を有する保険に加入していること（新設本体施設に係るものに限る。）
 - (4)（必要書類の授受）
甲が以下の書類を受領していること。
 - (i) 竣工図書一式
 - (ii) 竣工検査結果等報告書
 - (iii) 新設本体施設の甲への譲渡を承諾する乙の取締役会議事録の写し
 - (iv) 新設本体施設の建物表示登記に必要な一切の書類（建築確認通知書、検査

済証、工事完了引渡書を含むが、委任状を除く。)

(v) 別紙 7 第 2 に記載される保険に係る付保証明書（新設本体施設に係るものに限る。）

2. 甲は、引渡予定日において前項の条件が全て満たされていることを確認した場合には、同日中に乙に対し、竣工確認書を交付するものとする。
3. 甲は、前項に従い竣工確認書を交付したことを理由として、建設業務につき何ら責任を負担するものではない。
4. 乙は、竣工確認書を受領することなく維持管理業務を開始することができないものとする。

第 30 条（新設本体施設の引渡し等）

1. 乙は、甲より竣工確認書を受領した後、引渡予定日までに、新設本体施設を甲に引き渡し、新設本体施設の所有権を甲に移転するものとする。
2. 甲は、新設本体施設の引渡し後、乙を通じ、乙が選定する土地家屋調査士及び司法書士に対し委任状を交付し、それぞれ甲の名義による建物表示登記手続及び建物保存登記手続を委託する。建物表示登記手続及び建物保存登記手続に係る費用の一切は、乙がこれを負担する。
3. 乙は、平成 19 年 3 月 31 日までに、新設本体施設に係る不動産登記を完了し、同日までに、甲に対し、新設本体施設に係る甲の名義による建物表示登記及び建物保存登記がなされた不動産登記簿謄本を交付するものとする。

第 5 節 新設センターの完成及び引渡し

第 31 条（既存センターの解体及び撤去）

乙は、運営開始予定日の前日までに、既存センターの解体及び撤去工事を完了させるものとする。但し、既存センター内の備品等の内回収が必要なものについては、乙による既存センターの解体及び撤去工事の前に、甲は、乙に対して通知の上回収するものとする。

第 32 条（乙による完成検査）

1. 乙は、新設センターの工事が完成したときは、自己の費用及び責任において、新設センターの完成検査及び機器等のテスト等を行うものとする。なお、乙は、完成検査及び機器等のテスト等を行うときは、当該テスト等の 7 日以上前に甲に対してその旨通知する。
2. 甲は、乙が行う完成検査及び機器等のテスト等に立ち会うことができる。なお、甲は、かかる立会いを行ったことを理由として、建設業務につき何らの責任を負担するものではない。

3. 乙は、完成検査及び機器等のテスト等の完了後速やかに、甲に対して完成検査及び機器等のテスト等の結果を記載した報告書(以下「完成検査結果等報告書」という。)を作成し、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて甲に提出するものとする。
4. 第 26 条に従い竣工確認及び機器等のテスト等を実施済みのものについては、本条に定める完成検査及び機器等のテスト等の対象から除外する。

第 33 条 (甲による完成確認)

1. 甲は、乙から完成検査結果等報告書の提出を受けた後 20 日以内に、本建設会社及び工事監理者の立会いのもと、新設センターが設計図書に従って建設されていることを確認する方法により、完成確認を実施するものとする。
2. 乙は、機器等の取扱い方法についての説明を、前条の立会い又は報告とは別に実施するものとする。
3. 新設センターが設計図書に従って建設されていないことが判明した場合、甲は、乙に対し、その内容を具体的に明らかにし、乙に対して期間を定めて是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
4. 甲は、甲が本条に従った完成確認を実施したことを理由として、新設センターの建設業務につき何らの責任を負担するものではない。
5. 第 27 条に従い竣工確認を実施済みのものについては、本条に定める完成確認の対象から除外する。

第 34 条 (完成図書の提出)

1. 乙は、前条による甲の完成確認に合格した場合、速やかに、別紙 8 に記載される完成図書を作成の上、それぞれにつき同別紙に記載される部数用意し、これを甲に提出するものとする(但し、第 28 条に従い竣工図書として提出済みのものを除く。)
2. 完成図書は、維持管理・給食等運搬業務期間中新設センターに保管されるものとし、乙は、新設センター内に完成図書の保管場所を設けるものとする。

第 35 条 (完成確認書)

1. 次項に基づく甲による完成確認書の乙に対する交付は、以下の各号に記載される条件が完成予定日において充足されていること(又はこれらを充足していない条件の全てが猶予又は免除されていること)を条件とする。
 - (1) (新設センターの完成確認)
新設付帯施設が設計図書に従い建設されていること。
 - (2) (機器等の設置)
機器等が設計図書に従い設置されていること。

(3) (付保等)

乙が別紙 7 第 2 に掲げる種類及び内容を有する保険に加入していること（新設付帯施設に係るものに限る。）

(4) (必要書類の授受)

甲が以下の書類を受領していること。

- (i) 完成図書一式
- (ii) 完成検査結果等報告書
- (iii) 新設付帯施設の甲への譲渡を承諾する乙の取締役会議事録の写し
- (iv) 別紙 7 第 2 に記載される保険に係る付保証明書（新設付帯施設に係るものに限る。）

2. 甲は、完成予定日において前項の条件が全て満たされていることを確認した場合には、同日中に乙に対し、完成確認書を交付するものとする。
3. 甲は、前項に従い完成確認書を交付したことを理由として、建設業務につき何ら責任を負担するものではない。

第 36 条（新設付帯施設の引渡し等）

1. 乙は、甲より完成確認書を受領した後、完成予定日までに、新設付帯施設を甲に引き渡し、新設付帯施設の所有権を甲に移転するものとする。新設付帯施設の建物表示登記手続及び建物保存登記手続は、これを行わないものとする。
2. 乙は、新設センターに関連して甲が受ける各種の検査に協力するものとする。

第 37 条（設計・建設業務等完了手続）

1. 乙は、新設センターの所有権の移転が完了したときは、甲に対し、速やかに、甲が別途承諾する様式による設計・建設業務等完了届を提出するものとする。
2. 甲は、前項の設計・建設業務等完了届を受領後、設計業務及び建設業務等の履行を確認し、かかる確認の完了後、乙に対して設計・建設業務等完了確認書を交付するものとする。乙は、甲による確認の完了後、甲が指定する期日までに甲に建設一時支払金の請求書を送付するものとする。
3. 甲は、本条に基づく甲の確認を得たことを理由として、本事業につき何らの責任も負担するものではない。

第 6 節 開業準備業務

第 38 条（維持管理体制の整備）

1. 乙は、維持管理業務開始予定日までに、第 52 条(8)号に定める維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、開業準備日程に従い、同号に定める維持管理業務に必要な

訓練及び研修等を行うものとする。

2. 乙は、前項の研修等が完了し、かつ維持管理業務開始予定日が属する事業年度の維持管理業務計画書に従った第 52 条(8)号に定める維持管理業務が可能と判断したときは、その旨甲に対して通知するものとする。
3. 乙は、運営開始予定日まで、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務に必要な訓練及び研修等を行うものとする。
4. 乙は、前項の研修等が完了し、かつ共通仕様書及び運営開始予定日が属する事業年度の維持管理業務計画書に従った維持管理業務が可能と判断したときは、その旨甲に対して通知するものとする。

第 39 条（給食等運搬体制の整備）

1. 乙は、運営開始予定日まで、給食等運搬業務に必要な人員を確保し、かつ、開業準備日程に従い、給食等運搬業務に必要な訓練及び研修等を行うものとする。
2. 乙は、前項の研修等が完了し、かつ、運営開始予定日が属する事業年度の給食等運搬業務計画書に従った給食等運搬業務が可能と判断したときは、その旨甲に対して通知するものとする。

第 40 条（開業準備体制の確認）

1. 甲は、維持管理業務又は給食等運搬業務の開始に先立ち、維持管理体制及び給食等運搬体制の整備の状況につき、乙その他の第三者に説明を求めることができるものとし、乙は、かかる甲の要請に従い自ら又は第三者をして必要な説明を行うものとする。
2. 甲は、維持管理業務又は給食等運搬業務の開始に先立ち、乙に対して事前に通知の上、維持管理体制及び給食等運搬業務の体制の整備の状況を確認するため、訓練又は研修等に立ち会うことができるものとする。
3. 甲は、維持管理体制又は給食等運搬体制につき、それぞれ維持管理業務計画書又は給食等運搬業務計画書の記載と著しい齟齬が存すると判断した場合には、乙に対して是正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
4. 甲は、本条に従った説明を受けたこと又は立会いを行ったことを理由として、開業準備業務につき何らの責任を負担するものではない。

第7節 工期の変更等

第 41 条（工期の変更）

1. 甲が、法令の変更又は不可抗力その他甲の責めに帰すことのできない事由（関西電力株式会社が平成 18 年 2 月末日までに本土地南側上の送電線の嵩上げ工事を完了

しないことを含む。)により工期の変更を必要とし、乙に対してその旨を請求した場合、甲及び乙は、協議により当該変更の当否及び変更後の工期等を定めるものとする。但し、甲と乙の間の協議が調わない場合には、甲が合理的な工期を定める(工期を変更しないことを定めることもできる。)ものとし、乙はこれに従うものとする。

2. 乙の責めに帰すべき事由に基づく工期の変更により乙に追加的な費用が発生した場合、乙はかかる追加費用の一切を自ら負担する。但し、工期等の変更に伴う引渡予定日の遅延に係る直接的な損害等の負担については、次条に定めるところによる。
3. 法令の変更、不可抗力又は甲の責めに帰すべき事由により工期が変更された場合、甲は、乙と協議の上、かかる工期の変更にもかかわらず、当初の引渡予定日における新設本体施設の引渡し又は当初の完成予定日における新設付帯施設の引渡しが可能と合理的に判断した場合には、当初の引渡予定日における新設本体施設の引渡し又は当初の完成予定日における新設付帯施設の引渡しのために必要な追加費用を自ら負担して、乙に対し、当初の引渡予定日における新設本体施設の引渡し又は当初の完成予定日における新設付帯施設の引渡しを要請することができるものとする。

第 42 条 (引渡しの遅延)

1. 工期の変更等により引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の遅延が避けられない場合、甲及び乙は、協議の上、引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の変更を合意することができるものとする。但し、甲と乙の間の協議が調わない場合には、甲が合理的な引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日を決定するものとし、乙はこれに従うものとする。
2. 前項により引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日に変更された場合、かかる引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の変更により直接生じた損害等の負担については、以下のとおりとする。
 - (1) 引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日が遅延した日数に応じ、設計・建設業務等に係るサービス購入料として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の年 3.6% に相当する金額 (1 年を 365 日とする日割計算による。) を支払う。
 - (2) 引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、これにより乙が負担する損害等を合理的な範囲で賠償する。
 - (3) 引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日の変更が法令の変更又は不可抗力 (関西電力株式会社が平成 18 年 2 月末日までに本土地南側上の送電線の嵩上げ工事を完了しないことを含む。) による場合、これにより甲及び乙が負担す

る損害等は、原因に応じ別紙 10 又は別紙 11 に規定される負担割合に従い負担される。

第 43 条（建設業務等の中止）

1. 甲は、必要と認める場合、その理由を乙に通知した上で、建設業務等の一時中止を要請することができるものとし、乙は、かかる甲の要請に従い、建設業務等を一時中止するものとする。
2. 前項に従い建設業務等が一時中止した場合、甲は、必要に応じ工期及び引渡予定日、運営開始予定日又は完成予定日を変更することができる。かかる中止により生じた、工事の再開に備えて工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他建設業務等の一時中止に伴う追加費用の負担は、以下のとおりとする。
 - (1) 建設業務等の中止が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、かかる追加費用の一切を負担する。
 - (2) 建設業務等の中止が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、乙が負担した追加費用を合理的な範囲で負担する。
 - (3) 建設業務等の中止が法令の変更又は不可抗力に基づく場合、かかる追加費用は、原因に応じ別紙 10 又は別紙 11 に規定される負担割合により負担される。

第8節 設計・建設業務等に係るリスク負担

第 44 条（瑕疵担保責任）

1. 甲は、新設センター又は新設センターに設置された機器等に瑕疵があるときは、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えもしくは修補（機器等については交換を含む。）とともにその損害等の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
2. 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設本体施設又は新設付帯施設の各引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。但し、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、もしくは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号、その後の改正を含む。）第 87 条 1 項に規定される部分について生じた場合には、当該請求は、新設本体施設又は新設付帯施設の各引渡しの日から 10 年間とする。
3. 乙は、本建設会社に、甲に対し本条に従った瑕疵の修補及び損害等の賠償をすることにつき保証させるものとし、本建設会社をして別紙 9 の様式に従った保証書を作成させた上、これを甲に差し入れさせるものとする。

第 45 条（第三者に対する損害等）

乙が設計業務又は建設業務等により第三者に損害等を及ぼした場合、乙は、当該損害等を賠償する。但し、当該損害等のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害等（新設センターの設置及び本事業の実施そのものに対する住民反対運動等による損害等を含む。）がある場合、甲の責めに帰すべき額につき甲がこれを賠償する。

第 46 条（法令変更又は不可抗力）

1. 新設本体施設又は新設付帯施設の甲への各引渡しの前に、法令の変更又は不可抗力により乙の設計業務又は建設業務等の全部又は一部の履行が不能となった場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその内容を甲に対して書面により通知しなければならない。
2. 前項による通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、当該不可抗力による損害等又は当該法令の変更による追加費用の発生の状況を確認した上、その結果を乙に通知する。
3. 前項の損害等又は追加の費用は、原因に応じ、別紙 10 又は別紙 11 に記載する負担割合により、甲及び乙がこれを負担する。

第 47 条（履行保証）

乙は、建設業務の履行を確保するため、甲に対し、平成 17 年 月 日までに、契約保証金として金 円を納付するものとする。但し、契約保証金は、乙が自己の責任及び費用負担において、甲又は乙を被保険者とし、設計・建設業務等に係るサービス購入料として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を、自ら締結し又は本建設会社をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除するものとする。乙又は本建設会社は、本契約締結前に当該履行保証保険契約の写しを甲に提出しなければならない。乙は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険契約に係る保険金請求権の上に、本契約の不履行による損害等の支払債務を被担保債権とする甲を第一順位の質権者とする質権を設定するものとする。

第 48 条（建設業務等期間中の付保）

1. 乙は、建設業務等期間中、別紙 7 第 1 に記載される種類及び内容を有する保険に加入するものとする。
2. 乙は、甲に対し、前項の保険加入前に、加入する予定の保険の概要について書面により通知し、当該保険加入後速やかにその保険証券の写しを提出するものとする。保険の変更又は更新を行う場合も同様とする。

3. 乙に代わり、第1項の保険に本建設会社その他の第三者が加入することを望む場合には、事前に甲との間で協議するものとする。なお、協議が調わない場合には乙が保険に加入するものとする。

第4章 維持管理・給食等運搬業務

第1節 総則

第49条（維持管理・給食等運搬業務の実施）

1. 乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等並びに共通仕様書及び維持管理業務計画書に従い、新設センターの維持及び管理その他これに付随・関連する一切の業務（以下「維持管理業務」という。）を実施するものとする。
2. 前項に加え、乙は、適用法令を遵守の上、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等並びに給食等運搬業務計画書及び配送計画書に従い、給食、食器及び残飯の運搬及びこれに付随・関連する一切の業務（以下「給食等運搬業務」といい、維持管理業務と併せて「維持管理・給食等運搬業務」という。）を実施するものとする。
3. 本契約に別途甲が実施するものとして規定される事項を除き、乙は、自己の費用及び責任において維持管理・給食等運搬業務を行うものとする。
4. 乙は、維持管理・給食等運搬業務に必要な器具、備品、給食配送車及びゴミ運搬車等を、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第50条（維持管理・給食等運搬業務期間）

維持管理業務の期間は、維持管理業務開始予定日から平成32年3月31日まで（以下「維持管理・給食等運搬業務期間」という。）とし、給食等運搬業務の期間は、運営開始予定日から平成32年3月31日までとする。

第51条（第三者への委託）

1. 乙は、甲より事前に承諾を得た場合を除き、維持管理業務の全部又は実質的に全部と判断される一部を第三者に委託してはならない。
2. 乙は、給食等運搬業務を本運搬会社に委託するものとし、甲より事前に承諾を得た場合を除き、給食等運搬業務の全部（実質的に全部と判断される一部を含む。）を本運搬会社以外の第三者に委託してはならない。
3. 乙は、甲に対して事前に通知することにより、維持管理・給食等運搬業務の一部を本運搬会社以外の第三者に委託すること、及び第1項に従い維持管理業務の全部もしくは実質的に全部と判断される一部の委託を受けた者又は本運搬会社をし

て、維持管理業務又は給食等運搬業務の実質的に全部と判断されない一部を第三者に委託させることができる。かかる第三者が自己以外の第三者に委託する場合も同様とする。乙は、委託先たる第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。）を変更した場合には、その都度甲に対して通知するものとする。

4. 本運搬会社又はその他の第三者（かかる第三者が自己以外の第三者を使用した場合の第三者を含む。以下本項において同じ。）への委託は、全て乙の責任において行うものとし、本運搬会社及びその他の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

第2節 維持管理業務

第 52 条（維持管理業務の概要）

維持管理業務は、以下のとおりとする。但し、維持管理業務開始予定日から運営開始予定日の前日までにおいては、下記(8)号の業務のみとする。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 外構等保守管理業務
- (4) 調理設備保守管理業務
- (5) 太陽光発電設備保守管理業務
- (6) 運営備品の修繕更新業務
- (7) 清掃等業務
- (8) 警備業務

第 53 条（共通仕様書）

乙は、その裁量により、（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修の建設保全業務共通仕様書（その後の変更を含み、以下「共通仕様書」という。）の点検項目を適宜参考にして、維持管理業務を行うものとする。但し、要求水準書と共通仕様書の間には齟齬がある場合、要求水準書が優先するものとする。なお、共通仕様書に定める点検周期については、維持管理業務に適用されないものとし、乙は、適切に維持管理業務を遂行できる範囲内で、その裁量により点検周期を決定することができる。

第 54 条（維持管理業務計画書及び長期修繕計画書）

1. 乙は、平成 18 年 8 月末日までに、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に基づき長期維持管理業務計画書及び長期修繕計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2. 乙は、維持管理・給食等運搬業務期間中、各事業年度が開始する 30 日前までに、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等及び長期維持管理業務計画書に基づき、年間維持管理業務計画書を作成して甲に提出し、各事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。但し、維持管理業務開始予定日から維持管理業務開始予定日が属する事業年度の末日まで及びその翌事業年度に係る年間維持管理業務計画書については、維持管理業務開始予定日までに甲の確認を受けなければならない。
3. 乙は、甲の確認を受けた維持管理業務計画書及び長期修繕計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。
4. 甲は、維持管理業務計画書の内容が本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容と齟齬が存すると合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を書面により通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき維持管理業務計画書を修正して甲にこれを提出する。
5. 甲は、維持管理業務計画書及び長期修繕計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、維持管理業務につき何ら責任を負担しない。

第 55 条（新設センター及び機器等の修繕及び更新）

1. 乙は、新設センター及び機器等（食器を除く。）の修繕及び更新を、自己の費用と責任において実施するものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由（甲による食器の破損を除く。）により新設センター及び機器等の修繕及び更新を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。また、食器については、年間使用食器数（各事業年度における 4 月 1 日時点の使用食器数）の当該事業年度中の破損のうち 20% に至るまでは事業者の負担とし、これを超える部分については市の負担とする。
2. 乙が新設センター及び機器等の修繕及び更新を行った場合、乙は、必要に応じて当該修繕及び更新を竣工図書に反映して改訂した竣工図書を甲に提出するものとし、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

第3節 給食等運搬業務

第 56 条（給食等運搬業務の概要）

1. 給食等運搬業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 給食運搬・回送業務
 - (2) 食器運搬・回送業務
 - (3) 残飯等運搬業務

(4) 給食配送車等調達業務

2. 乙は、給食等運搬業務における食品の取扱等が円滑に行われるよう、定期的に研修を行い、職員の資質向上に努力するものとし、かかる研修を行った場合、当該研修の記録を甲に提出するものとする。
3. 乙は、給食配送車及びゴミ運搬車につき、その運行に支障がないよう、整備点検を行うものとする。
4. 乙は、衛生管理の適正な履行状況について、各事業年度において少なくとも1回以上甲による確認を受けるものとし、甲に不適合箇所を指摘した場合、当該箇所を改善するとともに、甲が定める期間内に、甲に対して改善報告書を提出するものとする。

第57条（給食等運搬業務計画書）

1. 乙は平成19年2月末日までに、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等に基づき長期給食等運搬業務計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
2. 乙は、維持管理・給食等運搬業務期間中、各事業年度が開始する30日前までに、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等及び長期給食等運搬業務計画書に基づき、年間給食等運搬業務計画書を作成して甲に提出し、各事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。但し、運営開始予定日から運営開始予定日が属する事業年度の末日までに係る年間給食等運搬業務計画書に関しては、運営開始予定日から当該事業年度末までの業務計画につき、運営開始予定日までに甲の確認を受けるものとする。
3. 乙は、甲の確認を受けた給食等運搬業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。
4. 甲は、給食等運搬業務計画書の内容が、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案に記載された内容と齟齬が存すると合理的に判断した場合には、乙に対し、該当箇所を特定してその旨を書面により通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、乙の費用及び負担において当該箇所につき給食等運搬業務計画書を修正して甲にこれを提出する。
5. 甲は、給食等運搬業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、給食等運搬業務につき何ら責任を負担しない。

第4節 維持管理・給食等運搬業務の遂行

第58条（業務体制の整備）

1. 乙は、維持管理業務開始予定日の1ヶ月前までに維持管理業務の総括責任者を、

運営開始予定日の1ヶ月前までに給食等運搬業務の総括責任者を、各1名選任し、履歴書及びその有する資格を証する書面を添付して、氏名及び住所その他の事項を記載した選任報告書を、甲に提出するものとする。乙は、各総括責任者として、各業務全般に関する相当の知識と経験を有する者を選任するものとする。乙は、各総括責任者をして、各業務全般を掌握し、かつ、その他の職員を指揮監督させるものとする。但し、各総括責任者は常駐であることを要しない。

2. 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更する場合、事前に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

第59条（業務報告書）

1. 乙は、甲に対して、毎月並びに各半期の各業務終了後速やかに、要求水準書に従い維持管理業務報告書及び給食等運搬業務報告書（但し、8月分を除く。）を提出し、報告対象月及び半期の各業務の遂行状況を甲に報告するものとする。
2. 乙は、第1項に定める業務報告書の他、要求水準書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供しなければならない。

第60条（モニタリングの実施）

1. 甲は、自らの費用負担において、維持管理業務及び給食等運搬業務の要求水準を確保するために、定期的又は随時に、モニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。
 - (1) 定期モニタリング
甲は、毎月、乙から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。
 - (2) 随時モニタリング
甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、甲に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。乙は、当該随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。
2. 甲は、前条に規定する業務報告書を受領したときは、定期モニタリングを実施し、報告対象期間の維持管理業務及び給食等運搬業務の遂行内容を確認するものとし、乙は、かかる業務確認に必要な協力を行うものとする。その結果、当該報告対象期間の維持管理・給食等運搬業務が完了されていると確認した場合、甲は、乙に対して、業務報告書受領後10日以内に、その旨通知するものとする。

3. 前項によるモニタリングの結果、報告対象期間の維持管理業務及び給食等運搬業務の実施状況が本契約、入札説明書等、入札参加者提案等、維持管理業務計画書又は給食等運搬業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して、その是正を指導するとともに、別紙 12 の手続に従い必要な措置をとることができる。この場合、乙は、甲に対して、前条に記載する業務報告書において、かかる指導に対する対応状況を報告しなければならない。
4. 甲は、モニタリング、説明要求、及び立会いを実施したことを理由として、維持管理業務及び給食等運搬業務につき何ら責任を負担しない。

第 61 条（近隣対策）

1. 乙は、自己の費用及び責任において、新設センターの維持管理及び給食等の運搬につき、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
2. 甲は、必要と認める場合には、乙が行う近隣住民に対する説明その他の近隣対策に協力するものとする。
3. 乙は、甲に対し、近隣対策の概要及び実施状況につき予め書面により通知するほか、近隣対策の実施後その結果について速やかに書面により報告するものとする。

第5節 維持管理・給食等運搬業務に係るリスク負担

第 62 条（第三者に対する損害等）

乙が維持管理業務又は給食等運搬業務により第三者に損害等を及ぼした場合、乙は、当該損害等を賠償する。但し、甲は、当該損害等が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合（新設センターの設置及び本事業の実施そのものに対する住民反対運動等による場合を含む）、甲の責めに帰すべき額を賠償する。食中毒により第三者に損害等が発生した場合において、甲の合理的な判断によりかかる損害等が甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるか明らかでないとき、乙は当該損害等を賠償する義務を負わない。

第 63 条（法令変更又は不可抗力）

1. 法令の変更又は不可抗力により維持管理業務又は給食等運搬業務の全部又は一部の履行が不能となった場合、乙は、その内容の詳細及び理由につき書面により直ちに甲に通知する。乙は、当該履行不能の状態が継続する間、本契約に基づく維持管理業務及び給食等運搬業務に係る乙の債務のうち、当該履行不能に係る債務につき履行義務を免がれるものとする。乙は、これにより甲が被る損害等を最小限にするため必要な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、前項の履行不能の状態が継続する間、乙が履行を免がれた維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料を支払うことを要しない。但し、設計・建設業務等

に係るサービス購入料についてはこの限りではない。

3. 甲は、乙より第 1 項の通知を受領した場合、速やかに当該不可抗力による損害等の状況又は当該法令の変更による追加費用の発生の状況を確認するための調査を行い、その結果を乙に通知するものとする。
4. 前項の損害等又は追加の費用は、その原因に応じ別紙 10 又は別紙 11 に記載する負担割合により、甲及び乙がこれを負担する。

第 64 条（維持管理・給食等運搬業務期間中の付保）

1. 乙は、維持管理・給食等運搬業務等期間中、別紙 7 第 2 に記載される種類及び内容を有する保険に加入するものとする。
2. 乙は、甲に対し、前項の保険加入前に、加入する予定の保険の概要について書面により通知し、当該保険加入後速やかにその保険証券の写しを提出するものとする。保険の変更又は更新を行う場合も同様とする。
3. 乙に代わり、第 1 項の保険に本運搬会社その他の第三者が加入することを望む場合には、事前に甲との間で協議するものとする。なお、協議が調わない場合には乙が保険に加入するものとする。

第 5 章 サービス購入料の支払

第 65 条（サービス購入料の支払）

甲は、乙に対し、本契約に定める条件に従い、以下の対価（以下「サービス購入料」と総称する。）を、即時に利用可能な資金により支払うものとする。

- (1) 設計業務及び建設業務等に係る対価（但し、維持管理業務開始予定日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間についての維持管理業務に係る対価を含む。以下同じ。）（以下「設計・建設業務等に係るサービス購入料」という。）
- (2) 維持管理業務及び給食等運搬業務に係る対価（但し、維持管理業務開始予定日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間についての維持管理業務に係る対価を除く。以下同じ。）（以下「維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料」という。）

第 66 条（設計・建設業務等に係るサービス購入料）

1. 甲は、第 30 条に従い、乙が引渡予定日において新設本体施設を甲に引き渡し、かつ、同条第 2 項に定める不動産登記簿謄本を交付した場合、平成 19 年 5 月末日までに、設計業務及び建設業務等の対価の一部として、金 362,666,000 円（税抜き）を、別紙 13 に定めるところにより、建設一時支払金として、乙に支払うものとする。
2. 甲は、維持管理・給食等運搬業務期間中、設計・建設業務等に係るサービス購入料

- の総額から建設一時支払金（第 6 項に従い増減した場合、当該増減後の金額）を控除した元本金額及びそれに対する利息を、割賦料として、乙に支払うものとする。
3. 前項に規定する割賦料の支払は、平成 19 年度から平成 32 年度までの毎半期ごと全 26 回に均等に分割して行う（但し、端数は初回に支払うことにより調整する。）
乙は、各事業年度の 3 月末日及び 9 月末日（但し、初回は平成 19 年 9 月末日とする。）から 30 日以内に、対象となる半期に相当する額の請求書を作成して甲に提出し、甲は、当該請求書受領後 30 日以内に乙に支払うものとする。
 4. 新設センターの各引渡しが遅延した場合その他割賦料の金額について甲が見直しを必要とする場合には、甲及び乙の協議により、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行うことができるものとする。
 5. 甲及び乙は、別紙 13 に定めるとおり、平成 16 年 9 月 29 日から平成 19 年 2 月 28 日までの金利変動を勘案して各回の支払利息相当額を改定することができるものとする。
 6. 義務教育施設整備に係る国庫補助金（支給予定額金 114,772,000 円）（税抜き）は、建設一時支払金の一部に充当されるものとし、(i)平成 19 年 5 月 31 日までに支給されない場合又は支給された金額が支給予定額を下回った場合、(x)支給予定額と実際に支給された金額の差額及び(y)かかる支給額の減額に伴い減額される甲による補填部分の合計額につき、建設一時支払金が減額され、(ii)平成 19 年 5 月 31 日までに支給された金額が支給予定額を上回った場合、(x)支給予定額と実際に支給された金額の差額分及び(y)かかる支給額の増額に伴い増額される甲による補填部分の合計額につき、建設一時支払金が増額される。これらの場合、当該建設一時支払金の増減額を 26 回分に均等に分割した金額につき、各回の支払における割賦料の元本を増減するものとする（建設一時支払金が増加した場合は割賦料を減額し、建設一時支払金が減少した場合は割賦料を増額する。）端数は初回のコ額を増減することにより調整する。）。但し、国庫補助金の不支給又は減額が乙の責めに帰すべき事由による場合は、割賦料の元本の増額は実施されない。
 7. 設計・建設業務等に係るサービス購入料には、設計費、建設工事費、水道光熱費、工事監理費、各種手続・申請費、各種調査・対策費、乙の開業準備業務に係る諸費用、本件新設施設の甲への所有権の移転費用、建中金利、ファイナンス組成費、建設業務等期間中の保険料及びその他設計業務及び建設業務等に係る一切の費用が含まれるものとする。

第 67 条（維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料）

1. 甲は、維持管理・給食等運搬業務期間中、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料を、別紙 13 に定めるところに従い、乙に支払うものとする。
2. 前項に規定する維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料は、別紙 13 の定

めるところに従い、平成 19 年度から平成 32 年度までの毎半期ごと全 26 回に分けて支払う。

3. 維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料は、別紙 13 に従い、物価変動に基づき、年に 1 回改定するものとする。
4. 維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料には、人件費、修繕・更新費及び保険料、乙の運営費、利益、公租公課その他維持管理・給食等運搬業務に係る一切の費用（水道光熱費並びに入札説明書等において甲の負担とされるものを除く。）が含まれるものとする。

第 68 条（維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の支払方法）

1. 乙は、各半期に係る各業務報告書について甲が確認した旨の通知を受領した後、速やかに、甲に対して、当該半期分（但し、初回については、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの期間に係る分）における別紙 13 に定める額の維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の請求書を提出するものとする。また、乙は、業務報告書の提出から 10 日以内に、甲から維持管理・給食等運搬業務の完了を確認した旨の通知又は第 60 条によるモニタリングの結果、報告対象期間の維持管理・給食等運搬業務の実施状況が本契約、入札説明書等、入札参加者提案等、維持管理業務計画書及び給食等運搬業務計画書の内容を逸脱していることが判明した旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の請求書を提出することができる。
2. 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内にかかる維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の支払を行うものとする。

第 69 条（維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等）

1. 甲は、維持管理・給食等運搬業務に係るモニタリングの結果に基づき、別紙 12 の規定に従い、維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の減額等を行うものとし、乙はこれを承諾する。
2. 業務報告書の内容に虚偽の内容が含まれていたことが判明した場合、乙は、甲に対し、直ちに、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た維持管理・給食等運搬業務に係るサービス購入料の相当額に当該金額の 10% 相当額の違約金を加えた合計額を支払うものとする。

第 6 章 契約の終了

第 70 条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。事業期間終了後

の維持管理・給食等運搬業務の継続その他の事項については、必要に応じて乙の意見を聴取の上、甲が決定することができる。

第 71 条（甲による解除）

1. 甲は、乙に対して書面により通知することにより、別紙 12 記載の手續に従い、本契約を解除することができる。
2. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、何らの催告をすることなく、書面により本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由がないにもかかわらず、準備工事の着工予定日を過ぎても準備工事に着手せず、甲が乙に対して相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき乙から合理的な説明が得られない場合。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から 30 日が経過しても新設本体施設の引渡しがなされない場合、又は引渡しがなされないことが明らかである場合。
 - (3) 乙の責めに帰すべき事由により、完成予定日から 30 日が経過しても新設付帯施設の引渡しがなされない場合、又は引渡しがなされないことが明らかである場合。
 - (4) 乙につき、破産、会社更生手續開始、民事再生手續開始、会社整理開始又は特別清算手續開始その他これらに類する法的倒産手續開始の申立てがなされた場合。
 - (5) 乙が、故意に、業務報告書に虚偽の記載をした場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、乙が本契約の義務に違反し、かつこれにより本契約の目的を達することができないことが明らかである場合。
3. 前各項に定める場合のほか、乙が本契約の義務（前各項に定めるものを除く。）に違反し、甲が乙に対し相当期間を定めて当該違反の是正を書面により催告したにもかかわらず、乙が是正しない場合、甲は、書面により本契約を解除することができる。
4. 前各項に加え、甲の政策変更又は住民の要請の変化等により本事業の実施の必要性がなくなった場合、甲は、3ヶ月前までに乙に対し本契約を解除する旨を書面により通知することにより、同期間の満了後本契約を書面により解除することができる。この場合、甲は、乙に対し、かかる解除により乙が被る損害等を賠償するものとする。

第 72 条（乙による解除）

1. 甲が本契約上の義務に違反し、乙が甲に対し相当期間を定めて当該違反の是正を書面により催告したにもかかわらず、甲が是正しない場合、乙は、書面により本契約

を解除することができる。

2. 前項に従い本契約が終了した場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害（乙の資金調達に関連する費用を含む。）を賠償するものとする。

第 73 条（法令変更又は不可抗力による解除）

1. 法令の変更又は不可抗力その他甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により、本契約に従った設計業務、建設業務等又は維持管理・給食等運搬業務の履行が困難となった場合、乙は、甲に対してその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、本事業継続の可否、本契約の変更及び追加費用の負担等につき協議するものとする。
2. 前項の協議開始後 60 日以内に協議が調わない場合、甲は、法令の変更又は不可抗力等に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。
3. 第 1 項の事由が永続的なものと判断される場合又は本事業の継続に過分の費用を要する場合その他本事業の継続が経済的に合理的でないと判断される場合には、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第 74 条（新設本体施設の引渡前の解除の効力）

1. 新設本体施設の甲への引渡前に本契約が解除された場合、甲は、新設本体施設の出来形部分を検査の上、検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。出来形部分の買取額は、設計図書に基づく新設本体施設の出来形に相当する金額とする。かかる対価の支払については、甲において一括払い又は割賦払いの別を選択することができる。当該出来形部分の引渡し後、(i)甲が一括払いを選択した場合には、速やかに、(ii)甲が割賦払いを選択した場合には、本契約に定められた支払日程に従って（すでに支払期限が到来している分については速やかに）それぞれ支払がなされるものとする。甲は、割賦払いを選択する場合、乙と協議の上合意した適正な利率により算出した利息を支払うものとする。
2. 前項にかかわらず、甲が出来形部分の買取が適当でないと判断した場合、甲は、乙に対し、建設途中の新設本体施設の取壊し及び本土地の原状回復を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。かかる取壊し又は原状回復に係る費用は、前項の解除の原因に係る帰責性に応じ、甲又は乙がこれを負担するものとする。乙がかかる取壊し又は原状回復に応じない場合には、甲は、乙に代わってこれらを行い、乙に対し、その帰責性の割合に応じ費用の償還を求めることができるものとする。

第 75 条（新設本体施設の引渡後、新設付帯施設の引渡前の解除の効力）

1. 甲に対する新設本体施設の引渡後、新設付帯施設の引渡前に本契約が解除された場合、甲は、新設本体施設を引き続き所有するとともに、新設付帯施設の出来形部分を検査の上、検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。また、乙は、解除時において既存センターの解体及び撤去が未了である場合、既存センターの解体及び撤去を行うものとする。
2. 前項の場合、甲は、速やかに新設本体施設の現状を検査し、新設本体施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、乙に対してその修補を求めることができ、乙は、必要な修補を実施後、速やかにその旨を通知する。甲は、かかる通知の受領後速やかに修補の完了検査を行うものとする。また、乙は、第 1 項に従い既存センターの解体及び撤去を完了した後（解除時において既存センターの解体及び撤去を既に完了していた場合には、解除後）速やかに、甲に対してその旨を通知する。甲は、かかる通知の受領後速やかに既存センターの解体及び撤去の完了の確認を行うものとする。
3. 新設本体施設の対価は、設計・建設業務等に係るサービス購入料として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の 88%相当額とし、新設付帯施設の出来形部分の買取額は、設計図書に基づく新設付帯施設の出来形に相当する金額とし、既存センターの解体及び撤去の対価は、設計・建設業務等に係るサービス購入料として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の 3%とする。運営開始予定日以降に本契約が解除された場合、甲は、第 78 条に従い維持管理・給食等運搬業務の引継ぎを受けたことを条件として、新設本体施設の対価のうち未払分、新設付帯施設の出来形部分の買取額並びに既存センターの解体及び撤去工事の対価を支払うものとする。かかる対価の支払については、甲において一括払い又は割賦払いの別を選択することができる。(i)運営開始予定日の前日以前に本契約が解除された場合、当該出来形部分の引渡し並びに既存センターの解体及び撤去の完了の確認後、(x)甲が一括払いを選択したときは、速やかに、(y)甲が割賦払いを選択したときは、本契約に定められた支払日程（建設一時支払金の支払日程を含む。）に従って（すでに支払期限が到来している分については速やかに）それぞれ支払がなされるものとする。(ii)運営開始予定日以降に本契約が解除された場合、上記引継ぎが行われ、かつ、当該出来形部分の引渡し並びに既存センターの解体及び撤去の完了の確認が行われた後、(x)甲が一括払いを選択したときは、速やかに、(y)甲が割賦払いを選択したときは、本契約に定められた支払日程に従って（すでに支払期限が到来している分については速やかに）それぞれ支払がなされるものとする。
4. 第 1 項ないし前項にかかわらず、甲が新設付帯施設の出来形部分の買取が適当でない判断した場合、甲は、乙に対し、建設途中の新設付帯施設を取壊し及び本土地のうち新設付帯施設設置部分の原状回復を求めることができるものとし、乙はこれ

に従うものとする。かかる取壊し又は原状回復に係る費用は、第1項の解除の原因に係る帰責性に応じ、甲又は乙がこれを負担するものとする。乙がかかる取壊し又は原状回復に応じない場合には、甲は、乙に代わってこれらを行い、乙に対し、その帰責性の割合に応じ費用の償還を求めることができるものとする。

第76条（新設センターの引渡後の解除の効力）

1. 新設センターの甲への引渡後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は新設センターを引き続き所有する。
2. 前項の場合、甲は、速やかに新設センターの現状を検査し、新設センターに乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、乙に対してその修補を求めることができ、乙は、必要な修補を実施後、速やかにその旨を通知する。甲は、かかる通知の受領後速やかに修補の完了検査を行うものとする。
3. 甲は、第78条に従い維持管理・給食等運搬業務の引継ぎを受けたことを条件として、設計・建設業務等に係るサービス購入料のうち未払分を支払うものとする。かかる未払分の支払については、甲において一括払い又は割賦払いの別を選択することができる。当該引継ぎ後、(i)甲が一括払いを選択した場合には、速やかに、(ii)甲が割賦払いを選択した場合には、本契約に定められた支払日程に従って（すでに支払期限が到来している分については速やかに）それぞれ支払がなされるものとする。

第77条（違約金）

1. 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、設計・建設業務等に係るサービス購入料として乙が入札参加者提案において提示した額の総額の10%に相当する額の違約金を支払わなければならない。
2. 前項に加え、乙は、乙の責めに帰すべき事由による本契約の解除により甲が被った損害が前項の違約金の額を上回る場合には、その差額を甲の請求に基づき支払うものとする。

第78条（契約終了時の措置）

1. 乙は、契約期間の満了その他の事由により本契約が終了するとき（但し、新設センターの甲への引渡前に本契約が終了した場合は、終了の時点により、第74条又は第75条のいずれかに従うものとする。）は、乙の費用及び責任により、新設センター及び全ての機器等が引渡予定日において有していた性能を発揮することができる機能を有し、かつ著しい損傷（経年劣化による損傷を除く。）がない状態に復した上で、新設センターを明け渡すものとする。
2. 乙は、本契約終了にあたり、甲が合理的に要請する、設計図書、竣工図書及び完成

図書その他建設業務等又は新設センター（その一部の場合を含む。）及び機器等の修繕及び更新に必要な書類を引き渡すものとする。

3. 乙は、本契約の終了にあたり、甲に対し、甲が新設センターを、本契約、入札説明書等、入札参加者提案等及び共通仕様書に従い維持管理・給食等運搬業務を遂行できるよう、必要な事項を説明し、その他必要な措置を講じて引継を行うものとする。但し、維持管理・給食運搬業務の引継は、運営開始予定日以降に本契約が終了した場合にのみ行うものとする。

第7章 表明及び保証等

第 79 条（乙の表明及び保証等）

1. 乙は、甲に対し、平成 17 年[1]月[]日（仮契約締結日）及び本契約締結日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証し、その旨を証明する書面を対して提出するものとする。
 - (1) 乙は、日本法に従い有効に設立され適法に存続する株式会社であり、日本法に従い、本契約を締結し、これを履行する法律上の完全な権利能力及び行為能力を有していること。
 - (2) 本契約の締結及びその履行は、乙の必要な内部手続を経て適法に承認され、授権されたものであり、乙のためにこれを代表又は代理して本契約に調印した個人は、乙のためかかる調印を行うべく適法に授権されていること。
 - (3) 本契約は、各当事者により締結されることにより、日本法に基づき、適法、有効かつ拘束力を有し、その条件に従い執行可能な、乙の債務を構成すること。
 - (4) 乙が本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行することは、乙において、定款その他の内部規則、乙もしくはその財産を拘束し、又はこれらに影響を与える命令、判決、決定もしくは契約その他の合意に反するものではなく、乙の財産もしくは事業の上に担保権その他の法的負担を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめるものではないこと。
 - (5) 乙は、本基本協定第 3 条 2 項に規定される条件を全て満たしていること。
 - (6) 本設計会社は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、その後の改正を含む。）第 23 条 1 項に規定される一級建築士事務所の登録を行っており、甲の測量・建設コンサルタント等業務に関する工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
 - (7) 本建設会社は、建設業法第 3 条 1 項に規定される建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、甲の建設工事競争入札参加資格者名簿のランク A に登録されていること。
 - (8) 本運搬会社は、給食事業（学校給食に限らない。）に係る給食等の運搬及び回

収業務において実績又はこれに相当する能力を有していること。

2. 乙は、甲に対し、新設本体施設につき、引渡予定日において以下の各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証し、その旨を証明する書面を甲に対して提出するものとする。
 - (1) 新設本体施設は、有効な建築確認が得られ、当該建築確認通知書に従った建築が行われていることを証する検査済証が得られ、その他建築基準法、消防法その他適用法令に違反した状態は存在しないこと。
 - (2) 乙は、新設本体施設全部の適法かつ唯一の所有者であり、新設本体施設につき完全な処分権限を有すること。
 - (3) 新設本体施設は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等並びに適用法令に基づき適法かつ適切に建築されており、構造上の問題がなく、新設本体施設の使用に支障を来たすような瑕疵が存在しないこと。
3. 乙は、甲に対し、新設付帯施設につき、完成予定日において以下の各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証し、その旨を証明する書面を甲に対して提出するものとする。
 - (1) 新設付帯施設は、有効な建築確認が得られ、当該建築確認通知書に従った建築が行われていることを証する検査済証が得られ、その他建築基準法、消防法その他適用法令に違反した状態は存在しないこと。
 - (2) 乙は、新設付帯施設全部の適法かつ唯一の所有者であり、新設付帯施設につき完全な処分権限を有すること。
 - (3) 新設付帯施設は、本契約、入札説明書等及び入札参加者提案等並びに適用法令に基づき適法かつ適切に建築されており、構造上の問題がなく、新設付帯施設の使用に支障を来たすような瑕疵が存在しないこと。
4. 乙は、第 1 項各号の事項を本契約の期間中、第 2 項(1)号及び(3)号の事項を引渡予定日以降本契約の終了時に至るまで、第 3 項(1)号及び(3)号の事項を完成予定日以降本契約の終了時に至るまで、いずれも維持するものとし、その内容に変更があるときは、甲の承諾を得るものとする。

第8章 乙の誓約

第 80 条（財務諸表の提出）

乙は、本契約締結後終了に至るまで、各事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、商法（明治 32 年法律第 48 号、その後の改正を含む。）第 281 条 1 項各号記載の計算書類に監査役による監査報告書を添付して甲に提出するものとする。

第 81 条（個人情報の保護）

1. 乙は、本事業に関連して知り得た個人情報を取扱う場合には、これを適切に管理し、漏洩、滅失又は毀損等が発生しないよう十分な保護措置をとるものとする。
2. 乙は、自ら又は第三者をして、前項の個人情報を不正に目的外の利用に供し又は供させてはならない。

第 82 条（知的財産権）

1. 乙は、公表、展示その他甲が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、入札参加者提案等は無償で使用することができるものとする。
2. 入札参加者提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他適用法令に基づき保護される第三者が有する工事材料、施工方法、維持管理方法又は給食等の運搬方法等に係る権利を使用したことに起因する一切の責任は、乙がこれを負担する。

第 83 条（その他の誓約）

乙は、甲の書面による承諾がない限り、本契約の期間中、以下の行為を行うことができない。

- (1) 新たに株式、新株予約権、新株予約権付社債、オプション、株式関連証券その他これらに類する証券を発行すること。
- (2) 本事業以外の事業を行うこと。
- (3) 合併、営業譲渡、株式分割、株式交換、株式移転及び減資

第9章 雑則

第 84 条（公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙がこれを負担する。

第 85 条（遅延損害金）

甲及び乙が本契約に基づき相手方に対して負担する支払義務につき履行期を徒過した場合には、本契約に別途定める場合を除き、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号、その後の改正を含む。）に従い計算した額（1 年を 365 日とする日割計算）を、相手方に対し、遅延損害金として支払うものとする。

第 86 条（関係者協議会）

1. 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、関係者協議会を設置するものとする。

2. 関係者協議会は、本契約において甲及び乙の協議によるとされる事項及び甲及び乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。
3. 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。
4. 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるものとする。また、甲及び乙は、必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。
5. 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

第 87 条（金融機関との協議）

甲は、乙の要請があるときは、貸付金融機関との間で協議を行い、合意に至った場合には、貸付金融機関との間で直接協定を締結することを検討するものとする。

第 88 条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関し知りえた情報（以下「秘密情報」という。）につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者（但し、甲及び乙のアドバイザー、弁護士その他法律上守秘義務を負う専門家及び貸付金融機関を除く。）に開示せず、かつ、かかる情報を本契約の履行の目的以外に利用しないものとする。但し、秘密情報を本契約の締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合もしくは本契約の締結後自らの責めによらずに公知となった場合、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した場合、裁判所により開示を命じられた場合又は適用法令等（可児市情報公開条例（平成 11 年可児市条例第 22 号）を含む。）により開示を義務づけられる場合はこの限りではない。

第 89 条（通知）

1. 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づき行われる通知は、通知を行う者の選択により受取人たる相手方の別紙 14 記載の宛先に、全て書面において、手交、郵送又はファクシミリにより行われるものとする。
2. 通知を行う者は、別紙 14 に記載されている相手方の通知先を正確なものとみなすことができる。

第 90 条（契約上の地位及び権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の承諾がない限り、本契約上の地位並びに本契約上の権利及び義務の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡又は担保設定その他の処分をすることができないものとする。

第 91 条（担保権の設定等）

乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、乙の所有する財産の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡又は担保設定その他の処分をすることができないものとする。

第 92 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、かつ日本法に従い解釈される。

第 93 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関し生じた紛争につき、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第 94 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項につき定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠実に協議のうえこれを解決するものとする。

（以下余白）